

「CO2 有効利用拠点化推進事業 研究拠点設備保守に係る点検補修工事」
の発注に伴う見積参加希望者の募集について

1. 件名

CO2 有効利用拠点化推進事業 研究拠点設備保守に係る点検補修工事

2. 工事期間

着手期日：2026 年 4 月 1 日

竣工期日：2028 年 3 月 31 日

3. 工事場所等

別紙、仕様書のとおり

4. 選定方法

公募期間終了後、当社が見積参加希望書等の審査を行い、審査が適格となった参加希望者の見積書を開封し、最低価格を提示した会社を第一交渉順位者として選定、契約交渉を行い決定する。

5. 見積参加資格要件

見積参加者は次に掲げる要件をすべて満たしている単体有資格企業または共同企業体とする。

- ① 本工事に対応する建設業法第 3 条第 1 項に定める特定建設業の許可を有すること。
- ② 石炭ガス化複合発電設備(IGCC)に付随する CO2 分離回収設備において、定期点検工事等の点検補修工事を元請として施工した実績を有すること。なお、共同事業体の場合は、代表者または出資比率 20%以上の構成員に限る。
- ③ CO2 有効利用拠点化推進事業エリア内に不測の事態等の緊急対応が必要な場合、60 分以内に現場へ到着し、迅速な補修等の作業が行える組織、体制が構築できること。
- ④ 本件工事を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等において十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 代表者、責任者、実質的に経営権を支配するもの、役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者および下請先等が「暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律」に定める「暴力団」、「暴力団員」、その他これらに準ずる反社会的な行為を行うもの（所謂、「反社会的勢力」）に該当しないこと。
- ⑥ 共同企業体の場合は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ・国土交通省が定める共同企業体協定書により結成すること。
 - ・共同企業体の構成は、2 社または 3 社とすること。
 - ・同一企業が 2 以上の共同企業体へ重複参加することは認めない。